

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部建築課 No.091

処 分 名	埼玉県建築物バリアフリー条例の制限に関する認定
処 分 の 概 要	埼玉県建築物バリアフリー条例の制限について、条例の規定によるもののほか、高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できる場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ない場合の認定を行います。
根拠条例等・条項	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成 20 年条例第 42 号）第 10 条
審 査 基 準	認定の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できる、又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ない」場合に該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 21 年 4 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク先（関連）： <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/kenchiku/tetsuduki/barrierfree.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/kenchiku/tetsuduki/barrierfree.html</a>

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例  
第十条 第二条から前条まで（第六条第一号ただし書及び第七条第二項を除く。）の規定については、知事は、これらの規定の全部若しくは一部を適用しない場合においても高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認めるとき、又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、これらの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。